

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年4月10日 01時00分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南方沖 花咲港南防波堤灯台から真方位180°15海里付近 （概位 北緯43°01.7′ 東経145°34.5′）
インシデントの概要	漁船第八三光丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年8月7日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八三光丸、13トン HK2-19278（漁船登録番号）、株式会社盛本漁業部 第200-25511号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	機関長、六級海技士（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：不詳
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、花咲港南方沖を航行中、主機が異音を発するとともに機関室から白煙が上がった。 本船は、平成29年4月10日01時00分ごろ、船長が自力での航行を断念し、近くを航行中の僚船にえい航され、04時00分ごろ花咲港に戻った。 主機（6気筒）は、機関整備業者が主機を開放して点検した結果、主軸受メタル全数の焼損及び剥離並びに2番シリンダのクランクピン軸受メタルの焼損及びピストンの割損が認められた。 機関整備業者は、主軸受メタルが焼損して剥離した際にクランクピンの油穴に入って潤滑を阻害し、クランクピン軸受メタルが焼損したのではないかと思った。
分析	本船は、花咲港南方沖を航行中、主機主軸受メタル全数の焼損及び剥離並びに2番シリンダのクランクピン軸受メタルの焼損及びピストンの割損が生じたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 主機は、主軸受メタルが焼損して剥離した際にクランクピンの油穴に入って潤滑油量が減少し、各部の潤滑及び冷却が阻害され、2番シリンダのクランクピン軸受メタルの焼損及びピストンの割損が生じた可能性があると考えられるが、主軸受メタルが焼損して剥離した状況

	を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本インシデントは、夜間、本船が、花咲港南方沖を航行中、主機主軸受メタル全数の焼損及び剝離並びに2番シリンダのクランクピン軸受メタルの焼損及びピストンの割損が生じたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機の構成部品については、定期的に点検及び整備を行い、性能の維持を図ることが望ましい。</li></ul>